

## 【Q&A】令和7年度 社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業

### 1. 【申請者・補助対象施設等について】

No	質問	回答
1	申請者は誰になりますか。	施設の設置者が申請者となります。
2	申請者の記載内容について教えてください。	法人は、法人名、住所、代表者職名、代表者に印鑑証明書と同じ内容を記載してください。 個人事業主は、法人名の欄に「個人事業主」、法人代表者の欄にご自身のお名前をお書きください。
3	申請担当者には誰の名前を書けば良いですか。	提出書類の内容等について事務局から確認のご連絡をすることがございますので、対応できる方のお名前を記載してください。特定の担当者がいない場合には、「事務担当者」とお書きください。
4	補助対象施設について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野ごとの交付要綱に定められた、都知事または都内区市町村長の指定等を受けた全ての社会福祉施設等を補助対象施設とします。具体的には、高齢分野・障害分野・子供分野・生活福祉分野において、入所・通所・訪問・相談系等のサービスを実施する施設等として交付要綱に定めがある施設です。</li> <li>ただし、本事業の実績報告時点までに、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）を策定していることを補助要件とします。</li> <li>・施設設置者の法人格（社会福祉法人、株式会社等）の別は問いません。</li> </ul>
5	補助要件のBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）とは、具体的にどのようなものですか。	社会福祉施設として、災害が発生した非常時の判断基準や行動手順を予め定め、業務継続方法をまとめたものとなります。行動手順は地域の防災資源の状況等に加え、施設ごとの利用者の特性、職員体制、その他運営状況を踏まえ、発災時に職員が円滑な初動対応、業務継続に向けた応急行動を取れるよう、具体的な手順を定めておくよう、計画的に検討、策定をお願いします。
6	令和6年度に本事業の補助金交付を受けた施設は、令和7年度は申請できますか。	本事業の補助金交付は、過年度も含めて1施設につき1回限りとなります。申請に際しては、過去に交付を受けたことがないか、事前に確認をお願いします。ただし、令和6年度に補助金交付決定通知を受けたものの、実績報告を取りやめて補助金交付に至らなかった施設は、令和7年度事業の交付対象となります。
7	第1回期間と第2回期間で同じ施設は2回申請できますか。	できません。申請は過年度も含めて1施設1回限りとなります。

8	補助対象施設かどうか確認する方法を教えてください。	事務局までお問い合わせください。
9	東京都に本社がない法人も申請できますか。	申請可能です。
10	複合施設は申請できますか。	高齢分野・障害分野・生福分野の場合、複合施設（同住所）であっても、事業が分かれている場合、それぞれ申請可能です。ただし、子供・子育て支援分野の場合は、複合施設（同住所）の場合、1つの事業のみ申請可能です。
11	1法人で同一事業種別の施設を複数運営している場合、施設ごとに申請することはできますか。	1法人で同一事業種別の施設を複数運営している場合、施設ごとに申請することが可能です。 （例）認知症高齢者グループホームAと認知症高齢者グループホームBの2施設を運営している場合、それぞれの施設分で申請ができます。
12	異なる事業種別の施設を運営している場合、それぞれの事業種別で申請することはできますか。	異なる事業種別の施設を運営している場合も、それぞれの事業種別で申請することができます。 （例）特別養護老人ホームAと老人デイサービスBの2施設を運営している場合、それぞれの施設分で申請可能です。
13	グループホームでユニットが複数ある場合、それぞれで申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットの住所が異なる場合は、それぞれで申請可能です。</li> <li>・同一の住所の場合（例えば1Fと2F）は、1つの申請となります。</li> <li>・申請の際には、施設名等の情報が一致してしまう場合には、施設名を「Aグループホーム（Bユニット）」のように書き分けてください。</li> </ul>
14	公設公営施設・公設民営施設は申請できますか	区市町村による公設公営施設・公設民営施設は対象となります。 補助金の申請及び購入は、施設設置者である区市町村が行ってください。 ただし、委任状を提出することで、申請等を委任することが可能です。
15	本補助金の申請や受領に関する権限を委任する場合、どうすれば良いですか。	本補助金の申請や受領に関する権限を委任する場合、交付申請時に委任状をご提出ください。 また、印鑑証明書（原本）は委任者のものをご提出ください。（受任者の印鑑証明書の提出は不要です。）
16	交付申請後、実績報告時に事業所が移転する場合、どうすれば良いですか。	実績報告時に移転が完了しているのであれば、移転先の住所で申請してください。 また、施設が移転したことがわかる書類（指定権者等行政機関への変更届出書の写し等）の提出をお願いします。
17	実績報告時、交付申請したときから、法人情報（法人名、住所、代表者など）が変更になった場合はどうすれば良いですか。	実績報告時に以下の書類の提出をお願いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書</li> <li>・印鑑証明書</li> </ul>
18	休止中の施設は申請できますか。	休止中の施設については、申請対象外となります。

## 2. 【補助対象機器について】

No	質問	回答
1	機器が対象であるか確認する方法について教えてください。	補助対象機器の詳細は各部の交付要綱をご確認ください。 具体的な対象機種に関しては事務局にお問い合わせをお願いします。 ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から、具体的な機器・設備の型番や紹介ページURL等をお示しのうえ、お問い合わせください。
2	1施設で複数種別の補助対象機器を整備した場合、全ての種類の機器について申請できますか。	補助対象機器は、1施設につき1種類のみとなります。交付要綱別表第2補助対象経費等における(1)非常用電源設備から(8)車両接続型電源及び外部電源接続切替盤までの補助対象機器のうち、1つを選んで申請してください。 【例】(3)可搬型蓄電池と(4)V2Hとを両方整備した場合、どちらか一方のみ補助対象といたします。1施設でそれぞれを申請することはできません。
3	同一補助対象機器内で複数の機器を購入することはできますか。	同一補助対象機器内であれば、補助基準額を上限として、複数台購入し整備した場合も補助対象とします。 (例)可搬型蓄電池(補助基準額40万円)について、25万円の可搬型蓄電池を2台整備する場合、補助基準額の40万円までは補助対象となり、補助率3/4を乗じた30万円の補助申請が可能です。
4	いつまでに購入、設置したものが補助対象になりますか。また、既に購入、設置したものは補助対象になりますか。	本事業の補助対象となるのは、令和7年度中に購入、設置された対象機器や設備です。 購入、設置だけではなく、納品やお支払いまでが年度内に完了するようにしてください。 ※クレジットカード等で購入する場合は、必ず引き落としまでが年度内に行われるようご注意ください。 なお、 <b>実績報告の提出期限を設けておりますので、期限内に実績報告を提出するようにしてください。</b>
5	可搬型の発電機は補助対象ですか。	可搬型の発電機は(1)非常用電源設備から(8)車両接続型電源及び外部電源接続切替盤までの補助対象機器種別のいずれにも該当しないため、補助対象外です。
6	ソーラーパネルは補助対象ですか。	ソーラーパネル単体の製品は(1)非常用電源設備から(8)車両接続型電源及び外部電源接続切替盤までの補助対象機器種別のいずれにも該当しないため、補助対象外です。
7	既に所持している発電機内部の部品の入れ替えは、本事業の対象となりますか	設置済み機器の補修やメンテナンス費用は補助対象外です。

8	非常用電源設備を交換する場合、補助の対象になりますか。また、旧電源設備の撤去費用は補助対象ですか。	非常用電源設備を交換する場合、補助の対象となります。旧電源設備の撤去費用は補助対象外です。
9	補助対象経費に送料や振込手数料は含まれますか。	送料や振込手数料は補助対象経費には含まれません。
<b>3. 【申請方法について】</b>		
No	質問	回答
1	交付申請について教えてください。	交付申請では、申請者情報及び対象事業、購入予定機器等について申請します。事務局での審査後、交付決定を行います。
2	交付申請後、交付申請で申請した機器または金額が変更となった場合は、どうすれば良いですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入する補助対象機器の機器種別が変更になる場合 変更交付申請が必要になりますので、事務局までお問い合わせください。</li> <li>・機器/設備が変更になる場合 交付申請時の補助対象機器の種別が変更にならないければ、実績報告でご申請をお願いします。変更される機器・設備を購入される前に、対象機器かどうか事前に事務局にお問い合わせください。</li> <li>・購入金額が変更になる場合 補助金額が、交付申請の交付決定額以下であれば、実績報告で実際の購入金額を報告してください。補助金額が、交付申請の交付決定額を上回る場合には、変更交付申請が必要になりますので、事務局までお問い合わせください。</li> </ul>
3	交付申請をしたが、機器を購入しなくなった場合は、どうしたら良いですか。	必ずお手続きが必要となりますので、事務局にお早めにご連絡ください。
4	実績報告について教えてください。	実績報告では、実際に購入した機器・設備、金額、数量等について報告します。事務局での審査後、額確定を行います。
5	補助金の交付決定後、直ちに補助金が振り込まれるのでしょうか。	補助金の交付決定を受けただけでは、補助金は振り込まれません。実績報告の審査の後に額確定を行い、それに基づいて補助金の振り込みが行われます。

#### 4. 【提出データ、郵送書類について】

No	質問	回答
1	郵送書類の印はどの印を使用すればよいですか。	印鑑証明書と同じ印の押印をお願いします。
2	提出する印鑑証明書の有効期限はありますか。	申請日から3カ月以内のものを提出してください。
3	実績報告で提出する支払金を振替する口座情報の書類ですが、通帳がない場合何を提出すれば良いですか。	銀行発行の書類で口座情報がわかるものの提出をお願いします。 銀行名（銀行コード）、支店名（支店コード）、口座番号、預金種別、口座名義人（振込に使用するカタカナ表記）がわかる書類のご提出をお願いします。
4	1法人で複数施設を申請する場合、1申請ごとに印鑑証明書（原本）の申請が必要ですか。	審査は1申請ごとに行いますので、1申請ごとに添付してください。
5	区市町村が申請する場合、印鑑証明書や口座情報の書類の提出をどうすれば良いかですか	印鑑証明書と通帳の写しの提出は不要です。口座振替依頼書のみご提出ください。
6	販売店から納品書の発行がない場合どうすれば良いですか。	納品書を提出できない場合には、購入した機器、設備がわかる写真のご提出をお願いします。 ①機器全体の写真 ②機器に記載されている品番が確認できる写真
7	領収書を提出できない場合はどうすれば良いですか。	領収書を提出できない場合、以下の書類のご提出でも代替可能です。 ・振込書類（銀行の振り込み依頼書など）＋注文書、購入明細書、納品書、請求書など（振込先、購入明細、金額がわかるもの）